

## 4 コロナ禍における地域公共交通サービスの確保に向けた支援について

第三セクター鉄道を含む地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が著しく減少している中においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続しているが、運輸収入の激減に伴い、極めて深刻な経営状況に陥っている。

さらに、テレワークの定着等により今後の移動需要の回復が見通せない中、感染症防止対策の徹底や新しい生活様式への転換などについても、果敢に取り組んでいく必要がある。

については、地域の公共交通事業者が今後も感染拡大防止を図りつつ、継続的に住民の日常生活における移動手段を維持確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、次の事項について特段の措置を早急に講じられたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和3年度以降も引き続き十分な財源を確保するとともに、公共交通事業者の運行継続等に資する支援に特化した新たな交付金制度を創設すること。
- 2 第三セクター鉄道を含む地域鉄道事業者に対する安全輸送設備等整備への支援や地方負担に係る地方財政措置について拡充を図るとともに、経営支援に資する新たな財政支援制度の創設を早急に講じること。
- 3 バス・タクシー事業者に対し、生活交通の確保・充実に向けた支援制度の拡充や財政支援を講じること。また、地域住民の

日常生活を支える市町村のコミュニティバスやデマンド交通に対する支援の拡充を早急に講じること。

- 4 持続可能な公共交通サービスの確保に向けて、地域公共交通活性化法の改正に伴い、地域公共交通計画等の策定に対する支援や計画と連動するバスの運行に対する補助について、十分な財源を確保するとともに、新たに創設された各種事業の円滑な実施に向けて、手続きの迅速化、簡素化を図ること。